# 広報びぜん有料広告掲載取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、備前市有料広告掲載取扱要綱(平成18年備前市告示第58号。以下「要綱」という。)に基づき、市が発行する広報びぜんへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載の制限)

- 第2条 要綱第3条第8号に規定する広報びぜんに掲載する広告として適当でないと認めるものは、次に掲げる広告とする。
  - (1) 投資的又は投機的商品の広告
  - (2) 出資者又は出資金の募集広告
  - (3) 霊感商法等悪質商法と認めるものの広告
  - (4) 債権取立て、回収等の広告
  - (5) 興信所の広告
  - (6) 危険を伴う民間療法の広告
  - (7) 人権を害するおそれがある広告
  - (8) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、又は不安を与えるおそれがある広告
  - (9) 宅地建物取引業法 (昭和 27 年法律第 176 号) による登録がなされていない業者の広告

# (掲載の位置)

第3条 広告の位置は、市長が指定した位置とする。

### (広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

掲載	規格	掲載料(月額)
フルカラー (裏表紙)	縦 46mm×横 90mm	15,400 円
フルカラー (中ページ)	縦 46mm×横 90mm	13,200 円
2色カラー (中ページ)	縦 46mm×横 90mm	11,000円

#### (広告の内容等)

- 第 5 条 広告の内容、デザイン等は、広報びぜんのイメージを損なうことのないよう、広 告主と協議の上、掲載するものとする。
- 2 広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権の確認を行い、

著作権料が発生する場合は、広告主の負担とする。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1月単位とし、連続する掲載期間は最長12月とする。ただし、 市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(申込数)

第7条 市長が指定する位置及び枠数の範囲において、同一申込者が、1月に複数の枠を申 し込むことができる。ただし、当該申込みは、同一ページ内の連続する枠に限る。

(委任)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の広報びぜん有料広告掲載取扱基準の規定は、この基準の施行日以後に掲載の申込みを受けた広告について適用し、施行日前に掲載の申込みを受けた広告については、なお従前の例による。